

# 社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会 情報セキュリティ基本方針

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本基本方針は、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 情報資産 本会で扱う情報及び情報を管理する仕組み（ネットワーク及び情報システム並びに情報システムの開発、運用及び保守のための資料等を含む。）をいう。
- (2) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (3) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 情報セキュリティポリシー 本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。
- (6) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (7) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (8) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等。
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

### (適用範囲)

第4条 セキュリティポリシーは、本会における情報資産に接する全ての正規職員、嘱託職員及び非常勤職員（以下「職員」という。）に適用する。

(職員の遵守事項)

第5条 職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(管理体制)

第6条 本会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する管理体制を確立する。

(情報資産の分類と管理)

第7条 本会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(物理的セキュリティ)

第8条 サーバ、サーバ室、執務室、本会の施設、通信回線及び職員のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(人的セキュリティ)

第9条 情報セキュリティに関し、職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(技術的セキュリティ)

第10条 コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(運用)

第11条 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

2 本会の事業継続上のリスクを検討し、対策を講じるものとする。

3 個人情報の漏えい、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するための体制を整備する。

(外部サービスの利用)

第12条 外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

2 約款による外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

3 ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(評価・見直し)

第13条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。また、情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第14条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第15条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第16条 情報セキュリティ基本方針を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本会の事業運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。